チまでとし、同条第七項及び第八項中「利子等」を「利子」に改め、同条第九項中「利子等に」を「利子に」に改め、同項の表前条第三項の項中「利子等の」を「利子の」に、「振替地方債の利子」を「振替地方債」に、「特定振替社債等の利子等」を「特定振替社債等」に改め、同表前条第六項の項中

第一項及び前項	次条第一項及び第三項	
第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び	

を

第一項及び前項	次条第一項及び第三項	
第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び	

に、「の利子等」を「の利子」に、「振替地方債の利子」を「振替地方債」に改め、「の同項に規定する利子等」を削り、

受ける利子	受けるこれらの規定に規定する利子等
「当該利子等」とあるのは「当該利子」	第八条の二第一項中「（以下」とあるのは「（第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」
第五条の二第五項後段	第五条の三第三項後段

を

第五条

に改め、同表前条第十九の二第五項後段

第五条の三第三項後段	

に改め、同表前条第十九項の表第六項の項の項中

「特定振替機関等）」と、「当	特定振替機関等）」と、第八条の二第一項
同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当	同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、第八条の
同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当	同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、「当
第十九	
三第一	
二第一	

を

同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者）」と、「当
同条第九項において準用する第五条の二第十九項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者）」と、「当

に改め、同表第十項中「発行者」を「発行をした者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第十一項中「利子等」を「利子」に改める。

第八条第一項中「。第三号」を「。第四号」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同項第一号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定管理方法（社債（所得税法第二条第一項第九号に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利に該当するものをいう。以下この号、次項第二号及び第三項第二号において同じ。）の譲渡についての制限を付すことその他の政令で定める要件を満たす方法をいう。以下この号、次項第二号及び第三項第二号において同じ。）により金融機関の固有財産として保管され、又は同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項第二号及び第三項第二号において「金融商品取引業者」という。）若しくは同法第二条第十一項に規定する登録金融機関（次項第二号及び第三項第二号において「登録金融機関」という。）に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子（前号に規定する金融機関の当該保管の委託がされた社債の利子で政令で定めるものを除く。）

第八条第二項中「政令で定めるもの（」の下に「第二号及び」を加え、「前項第一号又は第四号に掲げるもの（次項において「公社債の利子等」という。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号又は第五号に掲げる公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当

二　特定管理方法により金融商品取引業者等の固有財産として保管され、又は他の金融商品取引業者若しくは登録金融機関に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子

第八条第三項中「ものとして政令で定める公社債の利子等」を「公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当で次に掲げるもののうち政令で定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号又は第五号に掲げる公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当

二　金融商品取引業者又は登録金融機関に特定管理方法による保管の委託がされた社債の利子

第八条第四項及び第六項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

第十条第一項第一号中「次号に掲げる場合以外の場合」を「増減試験研究費割合が零以上である場合（第三号に掲げる場合を除く。）」に、「増減試験研究費割合」を「当該増減試験研究費割合」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　増減試験研究費割合が零に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五（次に掲げる年分にあつては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

イ　令和十一年以前の年分　三十分の八・五

ロ　令和十二年分及び令和十三年分　二十七・五分の八・五

第十条第三項中「次の各号に掲げる年分の区分に応じ」を削り、同条第八項第一号中「、当該金額を控除した金額」を「当該金額を控除した金額とし、当該個人が居住者である場合の当該個人の同法第九十五条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。」に改める。

第十条の四第三項第一号中「百分の五」の下に「（その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして政令で定めるものである場合には、百分の六）とする。」を加える。

第十条の四の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「規定する特定業務施設」の下に「（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）」を「取得価額」の下に「（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）」を加え、同条第三項中「取得価額」を「基準取得価額」に改める。

第十条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「認定事業者」の下に「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人に限る。）」を加え、「（当該個人の」を「（当該」に、「（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた日」を「に係る基準日」に改め、同条第三項第十五号中「適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に」を削り、「受けた個人」の下に「（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内であるものに限る。）」を加え、「計画の認定を受けた日」を「基準日」に、